

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和7年3月31日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

1, 3-ジクロロプロペン（D-D）

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和6年10月22日（火）～ 同年11月20日（水）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 3件
- ・郵送 0件

(2) 提出意見の総数 3件

(3) 提出意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>「改正後の基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用」することだが、公布の日に行う処分から適用するのか、公布の日に行う申請に対する処分から適用するのか。前者の場合、公布の日以前に申請を行った申請者は改正後の告示の内容を承知せずに申請を行うことも考えられ、適切ではないのではないのか。</p>	<p>本改正は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項の規定に基づく再評価の結果によるものです。</p> <p>再評価対象の農薬と同一の有効成分を含む農薬については、「再評価の対象となる農薬及び当該農薬と同一の有効成分を含む農薬に関する手続について」（令和元年12月25日付け元消安第4177号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、再評価中に申請された場合、原則として再評価が終了してから登録審査されると承知しています。そのため、申請者が改正後の告示内容を把握せずに申請を行ったとしても、御懸念の問題は発生しないと考えています。</p>
2	<p>水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び鳥類登録基準設定検討会について、以前、公開の場での議論か、議事録を残すべきとのパブリックコメントに対して、「公開することにより企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、原則非公開としていますが、議事要旨を環境省ウェブサイトに掲載することで、透明性の確保に努めているところです。」との回答がなされた。農薬に関する他の審議会（食品安全委員会の農薬専門調査会、農林水産省の農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会、等）は原則非公開で行われているものの、議事録は一部非公開部分があるものの原則として公開されている。そのため、議事録を公開したとしても「企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある」ことにはならないと考えられる。現在公開されている議事要旨では結論が示されるのみであり、その結論に至った詳細な議論の内容については確認できな</p>	<p>これらの検討会においては、専門家が申請者から提出された試験成績について、試験方法の詳細、試験結果に対する申請者の考察又は解釈等の妥当性に関する議論を行っています。</p> <p>これらの試験方法の詳細や試験結果に対する考察や解釈等については、申請者のノウハウや営業上の秘密等の知的財産に該当すると考えられ、公開することにより特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると判断し、議事録は非公開としています。</p>

	<p>い。そのため透明性のある審議とは言い難く、正当に、かつ科学的に審議がなされたかの検証ができない。透明性の向上のため、議事録を公開すべきと考えます。議事録を公開できないのであれば、議事録のどのような内容が「企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらす」のか具体的に示されたい。</p>	
3	<p>農薬自体が「生物を殺傷する」役割を持っていますので、周辺に流れる際には薄まっているので問題ないという扱いになっているのは問題です。</p> <p>当然のことながら、自然環境下で農薬が使用されれば、殺傷対象の生植物だけでなく、微生物も含めて他の生植物に悪影響を及ぼしますので、リスク排除のため、安全係数を10ではなく100にすべきです。</p>	<p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、動植物の毒性試験の結果に基づき、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。</p> <p>当該登録基準の設定及び用いる安全係数の考え方については、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）（平成31年2月7日中央環境審議会）※¹及び生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（令和2年6月26日中央環境審議会）※²を御確認ください。</p> <p>※1 https://www.env.go.jp/content/900437845.pdf ※2 https://www.env.go.jp/content/900437746.pdf</p>